

平成24年11月27日

総務大臣
樽床 伸二 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成24年10月2日付け諮問第3047号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれらに対する考え方

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 ユニバーサルサービス制度に基づく負担金・交付金額等の算定方法等について

<p>意見1 今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法等は適切なものと考えます。</p>	<p>考え方1</p>
<p>今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく適格事業者に対する交付金額及び交付方法、負担事業者に対する負担金額及び徴収方法は、省令の規定に基づいて適切に算定されたものと理解しています。また、今回の番号単価は、本年7月27日の総務省告示第288号による改定を踏まえ、適用期間が固定化されたことで利用者にとってのわかりやすさが確保され、算定に用いる番号数についても「算定時点での最新の実績数」から「番号数の増分を反映した予測数」としたことによって精緻化が図られたものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。</p>

2 ユニバーサルサービス制度の在り方等について

<p>意見2 東日本大震災クラスの震災でも通話が確保されるよう、交付金の額の算出式に災害発生確率分を上乗せする等のことが望ましいと思われる。</p>	<p>考え方2</p>
<p>ユニバーサルサービスの定義を、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスとしている以上、どんな時でも国民に提供されるサービスであり、震災や自然災害、人的災害も含めて、ユニバーサルサービスに該当する電話が繋がらないことがあってはならない。以上のことを考えると、東日本大震災クラスの震災でも通話の確保が求められるため、算出式に災害発生確率分を上乗せするか、もしくはユニバーサルサービス基本料金を設定して、施設を守る資金のプールをすることが望ましいと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ ユニバーサルサービス制度に基づく交付金は、電気通信事業法第107条により、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の収益の額を上回る場合の当該上回る額の一部に充てるものとされていることから、その算定に当たって、災害発生確率分の上乗せ、施設を守る資金のプール等の措置は行われぬ。</p> <p>○ しかしながら、今回諮問された交付金の額の算定においては、東日本大震災による NTT 東日本の災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に関連する除却損、復旧・点検に係る費用等が加味されており、東日本大震災により生じた費用について一定の考慮がされて</p>

	いる。
意見3 無線通信技術が普及した現在、ユニバーサルサービスは不要と考える。	考え方3
無線通信技術が普及した現在、ユニバーサルサービスは不要ではないでしょうか 【個人】	<p>○ 電気通信事業法では、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスをユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)とし、当該サービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、その業務区域における役務の提供義務、交付金・負担金の制度(いわゆるユニバーサルサービス制度)等の規律を課している。こうした規律の必要性は、ユニバーサルサービスの重要性からみて、特定の技術の普及度合いにかかわらず、変わるものではない。</p> <p>無線通信技術を用いる携帯電話サービスについては、「加入電話と比較すると料金が高く、依然、利用できない地域も残っていること、利用実態についても世代間、地域間ではばらつきがみられることから、ユニバーサルサービスとすることについては、引き続き、普及状況や利用実態を踏まえ慎重に検討していく必要がある」(平成22年12月14日情報通信審議会答申)とされ、ユニバーサルサービスに該当するものとはされていない。</p> <p>以上のことから、ユニバーサルサービスの提供に対して一定の規律を課し、その対象を加入電話等とする現在の仕組みは、引き続き必要であると考えます。</p>

3 NTT東西の経営効率化について

意見4 NTT東西は、基礎的電気通信役務の提供に係る効率化について、詳細な説明を実施すべき。	考え方4
--	------

<p>現行のユニバーサルサービス制度の枠組みにおいて、適格電気通信事業者として交付金を受ける東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、基礎的電気通信役務の提供に係る効率化について、費用項目の細分化を図るなど、第三者が効率化の是非を判断しうる詳細な説明を実施すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度におけるNTT東西の経営効率化の実績及び検証結果については、NTT東西に対して経営効率化の実績の総務省への報告を求め、総務省に対してその十分な検証を求めた平成 18 年 11 月 21 日の情報通信審議会の答申に基づき、本年 10 月 2 日の当審議会において総務省から設備利用部門の費用に関する情報も含めた報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。 ○ NTT 東西においては、これまでもユニバーサルサービスの提供に係る情報の公開に取り組んできているところであるが、こうした意見にも留意して、引き続き透明性の向上に努めていくことが望まれる。
---	--

4 PSTNからIP網への移行の進展を考慮したユニバーサルサービス制度の運用について

<p>意見5 PSTN 接続料において長期増分費用方式についてPSTN からIP 網への移行の進展を考慮した補正が行われることになったところ、ユニバーサルサービス制度についても、環境変化に即した対策を検討すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>今後、PSTN からIP 網へのマイグレーションが加速化するにあたり、旧来のPSTN を利用したサービスやユニバーサルサービスに係る負担額等が上昇していくことが想定され、こうした移行期の負担額等をいかに削減するかが課題となります。PSTN 接続料については、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」を踏まえ、長期増分費用方式(LRIC)の第6次モデルにおいてPSTN からIP 網への移行の進展を考慮した補正が行われることになったところですが、ユニバーサルサービス制度についても、環境変化に即した対策を検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度に対する参考の御意見として承る。 ○ なお、ユニバーサルサービス制度についても、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」を踏まえ、本年 10 月 26 日に、当審議会に対し、平成 26 年度認可分以降の交付金の算定に長期増分費用方式の第六次モデルを適用するための基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正が諮問されているところである。
<p>意見6 接続料の算定においてIP-LRICモデル採用の可能性あることを踏まえ、ユニバーサルサービス制度における同モデルの適用を検討することも必要。</p>	<p>考え方6</p>

また、今後のユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び負担金の額の算定等について、長期増分費用モデル研究会で次期 LRIC モデルの検討が見込まれており、IP-LRIC モデル採用の可能性もあるため、ユニバーサルサービス制度における適用を検討していくことも必要と考えます。

【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】

- 制度に対する参考の御意見として承る。
- なお、長期増分費用方式におけるIP-LRICモデルの導入の可能性については、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」(平成 24 年 9 月 25 日 情報通信審議会答申)において、諸外国における動向やIP網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるものとされているところである。